

自主勉強会への費用補助
補助規定

知的財産管理技能士会
2013年5月1日制定
2014年5月20日改正

第1条（目的）

この規程は、知的財産管理技能士会が実施する自主勉強会への費用補助に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（補助内容）

補助の対象および金額は次のとおりとする。

- （1） 補助の対象は、会場費のみとする。
- （2） 補助の金額は、5,000円を超えない範囲で会場費の50%を補助する。

第3条（申請条件）

次の条件を充たす場合、申請を受理する。

- （1） 参加者が3名以上であり、全員が会員であること
- （2） 知財技能士の知識・技能の維持・向上を目的とすること
- （3） 非営利の自主勉強会であること
- （4） 所定の申請書による申請を行うこと
- （5） 所定の報告書による報告を行うこと

第4条（申請手続）

申請手続は次のとおりとする。

- （1） 別途定める申請書類に必要事項を記入の上、知財技能士会事務局へ送付（メール添付）【実施予定日の2週間前まで】
- （2） 事務局で審査し、審査結果を通知【申請書受領後1週間程度】
- （3） 自主勉強会の実施
- （4） 報告書（会場費の領収書添付）を事務局へ送付（郵送）【実施日から10日以内】
- （5） 助成金の交付（指定銀行口座へ振込）【報告書受領月の翌月末日】

第5条（内容の改訂）

本補助規定の内容は予告なく変更することがあるものとする。